

特定調達品目及び判断の基準等（案）（変更箇所抜粋）

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>① <u>古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合割合、間伐材パルプ配合割合、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（森林認証材・間伐材パルプを除く）配合割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</u></p> <p>② <u>バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u></p> <p>③ <u>製品に総合評価値及びその内訳（指標項目、指標値、評価値又は加算値）が記載されていること。</u></p> <p>④ <u>古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。</u></p> <p>⑤ <u>塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>① <u>古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</u></p> <p>② <u>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u></p> <p>③ <u>バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて利用されるパルプ、及び、資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫害害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）に対する調達するとの方針に基づいて利用されるパルプをいう。また、「その他の持続可能性を目指したパルプ」とは、森林認証材・間伐材パルプを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合割合、間伐材パルプ配合割合、その他持続可能性を目指したパルプ配合割合、白色度及び坪量をいう。

3 「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値をいう。「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

4 総合評価値の各指標算出は次式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$Y_2 = X_2 + X_3 \quad (0 \leq X_2 + X_3 \leq 30)$$

$$Y_3 = 0.5 \times X_4 \quad (0 \leq X_4 \leq 30)$$

$$Y_4 = -X_5 + 75 \quad (60 \leq X_5 \leq 75, X_5 < 60 \rightarrow X_5 = 60, X_5 > 75 \rightarrow X_5 = 75)$$

$$Y_5 = -2.5X_6 + 170 \quad (62 \leq X_6 \leq 68, X_6 < 62 \rightarrow X_6 = 62, X_6 > 68 \rightarrow X_6 = 68)$$

Y 及び $Y_1, Y_2, Y_3, Y_4, Y_5, X_1, X_2, X_3, X_4, X_5, X_6$ は次の数値を表す。

Y : 総合評価値は Y_1, Y_2, Y_3, Y_4, Y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

Y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計配合割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

Y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

Y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

Y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

X_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

X_2 : 森林認証材パルプ配合割合 (%)

$$X_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - X_1)$$

X_3 : 間伐材パルプ配合割合 (%)

$$X_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - X_1)$$

X_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合 (%)

$$X_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - X_1)$$

X_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、±3%の範囲については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

X_6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、±5%の範囲については許容する。

5 各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合がある点に留意が必要である。

6 判断の基準①の総合評価値については、平成 21 年度からの 1 年間は、経過措置として 70 以上を適合製品とする。平成 22 年度以降は、間伐材・森林認証材の供給状況等を踏まえ、80 以上を適合製品とすることを旨とする。

7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

8 紙の原料となる間伐材の産出に係る確認を行う場合は、林野庁作成の備考 7 の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準じて定めるガイドラインで行うものとする。

9 間伐材の管理方法については、既存の森林認証制度のクレジット方式に準拠して整理し、原則として、工場単位のクレジット方式で行うものとする。

10 「クレジット方式」とは、森林認証材の例では、個々の製品に実配合されているか否

かを問わず、一定時期に製造された製品全体について、当該時期を通じた認証材と非認証材との調達量に応じて認証材が等しく使われていると見なす方式をいう。紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由から採用されている。

ジアゾ感光紙	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">①古紙パルプ配合率70%以上であること。②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
--------	--

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

<p>文具類共通</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的なものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目については判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
<p>ダストブロワー</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>●オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。</p>

梱包用バンド	<p>【判断の基準】</p> <p>●<u>主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。</u></p> <p>●<u>主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の50%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の25%以上使用されていること。</u></p>
--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー」には、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
- 10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
- 11 ダストブローワーを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合には、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあっては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数）150 以上の物質が含まれていないものを使用すること。
- ~~12 ダストブローワーについては、流通在庫が多いという特性から、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 21 年 3 月 31 日まで経過措置を設けることとし、この期間においては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数 150 以上の物質が含まれていないことで特定調達物品等とみなすこととする。~~
- ~~13-12~~ 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、FD、CD、DVD 及び MO 用とする。
- ~~14-13~~ 平成 21~~20~~年度において、市場動向を勘案しつつ、以下の品目の判断の基準につい

て見直しを実施することとする。

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、スタン
プ台、定規、事務用修正具（液状）、ペンスタンド、OAクリーナー（ウェットタ
イプ、OAクリーナー（液タイプ）、レターケース、マウスパッド、のり（液状）、
のり（固形）、のり（テープ）、ファイリング用品、つづりひも、ホワイトボード用
イレーザー

1-5-1.4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれ
ている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法
性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うもの
とする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している
原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管して
いる者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、
上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合
とする。

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>いす</p> <p>机</p> <p>棚</p> <p>収納用什器（棚以外）</p> <p>ローパーティション</p> <p>コートハンガー</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあつては①の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①表1に示された区分の製品にあつては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあつては、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>イ. 単一素材分解可能率が75.85%以上であること。</p> <p>ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p>②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>④次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	--

- ④材料に木質が含まれる場合にあつては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

$$\text{単一素材分解可能率 (\%)} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
- ②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）
- ③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

~~なお、「引出レール」については、分解可能な最小単位とする。~~

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

6 放散速度が 0.02mg/m³h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

~~7 平成 20 年度において、製品の開発・製造及び市場への供給状況等を勘案し、判断の基準の①のア、イ及びウを同時に満足する基準の設定の可否及び判断の基準の見直しを検討する。~~

~~8-7~~ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。	

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. O A機器

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。</p> <p>②次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。</p> <p><個別事項></p> <p>①コピー機</p> <p>ア. コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. 大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表 3-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>②複合機</p> <p>ア. 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあつては、表 4-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 4-3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判複合機にあつては、表 3-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア. 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 2-2 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. 拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 3-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用</p>
--	--

又は再生利用システムがあること。

- 備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」又は「部品リユース型機」を指す。
- 1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
 - 2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:[20052008](#)（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:[20052008](#) に準ずるものとする。
- 4 表1中「◆」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。
- 5 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。
- 8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
- 9 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表2-2、表3-1、表4-1及び表4-3の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表2-1、表3-2、表4-2、表5、表6及び表7の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM: 1分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面 コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
0<CPM≤10	≤ 11	◆	◆	◆	推奨
10<CPM≤20	≤ 17	◆	≤ 55	◆	
20<CPM≤30	◆ ≤ 69	◆	≤ 99	◆	必須
30<CPM≤40	◆	◆	≤125	◆	
40<CPM≤50	◆	◆	≤176	◆	
50<CPM≤60	◆	◆	≤205	◆	
60<CPM≤70	◆	◆	≤257	◆	
70<CPM≤80	◆	◆	≤286	◆	
80<CPM≤85	◆	◆	≤369	≤483	

- 備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2-2及び表6において同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2-2及び表6において同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2-2及び表6において同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく経済産業省告示第49号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2-1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM: 1分当たり のコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピ ー機能
0<CPM≤20	—	—	—	≤ 5W	≤30分	推奨
20<CPM≤44	≤3.85× CPM+5W	≤15分	≤30秒	≤15W	≤60分	必須
44<CPM	≤3.85× CPM+5W	≤15分	≤30秒 (推奨)	≤20W	≤90分	必須

- 備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3-2において同じ。
- 両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。
- 大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズの内紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの内紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。
- ①A2サイズの内紙は、コピー枚数を4倍すること。
 - ②A1サイズの内紙は、コピー枚数を8倍すること。
 - ③A0サイズの内紙は、コピー枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3-2、表4-2、表5、表6及び表7において同じ。
- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3-2、表6及び表7において同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表3-2、表4-2、表5、表6及び表7において同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3-2、表6及び表7において同じ。

表2-2 カラーコピー機能を有する拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$ipm \leq 19$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$	推奨
$19 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$	必須
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$	

表3-1 大判コピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間		スリープ時 消費電力
	大判コピー機	大判複合機	
$ipm \leq 30$	30分	30分	58W
$30 < ipm \leq 50$		60分	
$50 < ipm$			

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。
 - 3 スリープ時の消費電力の基準には、表3-3の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

表3-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < CPM \leq 40$	—	—	—	$\leq 10W$	≤ 30 分
$40 < CPM$	$\leq 3.85 \times$ $CPM + 5W$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20W$	≤ 90 分

表 3-3 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ (外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき 1 回適用される)	—	2.0
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき 1 回適用される)	—	0.5
PC がないと印刷/複写/スキャンができない、PC を基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく 1 回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10W の場合 0.05×(PSOR-10W)

備考) 「第 1 許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、画像製品のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表 4-1 複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1 分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
ipm ≤ 20	≤ 0.20 × ipm + 2	推奨
20 < ipm ≤ 24	≤ 0.44 × ipm - 2.8	
24 < ipm ≤ 69	≤ 0.44 × ipm - 2.8	必須
69 < ipm	≤ 0.80 × ipm - 28	

備考) 1 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表 4-2 及び表 4-3 において同じ。

2 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備える

ことができることが望ましいことをいう。以下表4-2及び表4-3において同じ。

- 3 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表4-2及び表4-3において同じ。

表4-2 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < ipm \leq 10$	—	—	$\leq 25W$	≤ 15 分	推奨
$10 < ipm \leq 20$	—	—	$\leq 70W$	≤ 30 分	推奨
$20 < ipm \leq 44$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	≤ 30 秒	$\leq 80W$	≤ 60 分	必須
$44 < ipm \leq 100$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 95W$	≤ 90 分	必須
$100 < ipm$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105W$	≤ 120 分	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5について同じ。

- 2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5において同じ。
- 3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から表7において同じ。

表4-3 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$ipm \leq 19$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$	推奨
$19 < ipm \leq 32$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$	必須
$32 < ipm \leq 61$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$	
$61 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 25$	

表5 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 70W$	≤ 30 分
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 50W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105W$	≤ 90 分

表6 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < ipm \leq 10$	—	—	$\leq 5W$	≤ 15 分	推奨
$10 < ipm \leq 20$	—	—	$\leq 5W$	≤ 30 分	推奨
$20 < ipm \leq 44$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒	$\leq 15W$	≤ 60 分	必須
$44 < ipm \leq 100$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20W$	≤ 90 分	必須
$100 < ipm$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 20W$	≤ 120 分	必須

表7 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm : 1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 65W$	≤ 30 分
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 45W$	—	$\leq 100W$	≤ 90 分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-2 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】</p> <p>①表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>⑦製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p>
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①複合理論性能が1秒につき5万メガ演算以上のもの
- ②256超のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
- ③入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの
- ④演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
- ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
- ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであつて、磁気ディスク装置を有しないもの

2 判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:20052008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであつて、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外

- の用途に使用されるものは除く。)をいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
 - ア. 内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
 - イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
 - 5 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。
 - 6 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 8 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
 - ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
 - イ. 使用済み製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
 - ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。
 - 9 各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64 本以上		3.1
	8 本以上 64 本未満		0.079
	4 本以上 8 本未満	16 ギガバイト以上	0.071
		16 ギガバイト未満	0.068
	4 本未満	16 ギガバイト以上	0.053
		4 ギガバイト以上 16 ギガバイト未満	0.039
		2 ギガバイト以上 4 ギガバイト未満	0.024
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2 本以上 4 本未満	6 ギガバイト未満	0.027
	2 本未満	2 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0048
		2 ギガバイト未満	0.0038
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		1 ギガバイト以上 6 ギガバイト未満	0.0026
		1 ギガバイト未満	0.0022

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のものうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-6 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】</p> <p>○表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された値基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

①記憶容量が1ギガバイト以下のもの

②ディスクの直径が40mm以下のもの

③最大データ転送速度が1秒につき~~3,200メガバイト~~70ギガバイトを超えるもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種類別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.3)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.4)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
サブシステム		$E = \text{Exp}(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$

- 備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。
 2 lnは底をeとする対数を表す。
 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第51号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】</p> <p>①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものとする。

2 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2005/2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時）消費電力	移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
$\leq 23W$ （1メガピクセル未満） $\leq 28 \times W$ （1メガピクセル以上）	≤ 30 分	$\leq 2W$	$\leq 1W$

備考) 1 「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。

2 「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。

3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態であり、ユーザー又はコンピュータからの指令によって、オン

モードに切り替えられる状態をいう。

- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザー又はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。
- 6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-1-1 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間又は最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>②小形充電式電池（二次電池）であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「~~最低平均持続時間~~」又は「~~最小平均持続時間~~」は、~~JIS C 8511~~又はJIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

~~3 JIS C 8511：2004（アルカリ一次電池）の適用は、平成20年9月30日までとする。~~

表 一次電池に係る**最低平均持続時間又は最小平均持続時間**

形状の通称 (寸法：高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最低平均持続時間又は 最小平均持続時間		JISごとの該当の有無	
		初 度	12か月貯蔵後及び 使用推奨期間内	JIS C 8511	JIS C 8515
単1形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810分	725分	○	○
	3.9	25時間	22時間	○	—
	10	81時間	72時間	○	○
	2.2	15時間	13時間	○	○
	1.5	450分	405分	○	○
	600mA(放電電流)	11時間	9.5時間	—	○
単2形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770分	690分	○	○
	6.8	23時間	20時間	○	—
	20	77時間	69時間	○	○
	3.9	12時間	10時間	○	○
	400mA(放電電流)	8.0時間	7.0時間	—	○
単3形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60時間	54時間	○	○
	3.9	4.0時間	3.6時間	○	○
	10	11.5時間	10.0時間	○	○
	1000mA(放電電流)	200回	180回	○	○
	24	31時間	27時間	○	○
	250mA(放電電流)	4.5時間	4.0時間	—	○
単4形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1	130分	115分	○	○
	24	14.5時間	13.0時間	○	○
	10	5.0時間	4.5時間	○	○
	75	44時間	39時間	○	○
	600mA(放電電流)	140回	125回	○	○

JISごとの該当の有無・○：該当、—：非該当

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単1形から単4形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

6. 移動電話

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話	【判断の基準】
PHS	<p><u>①以下に示されたア、イ、ウのいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</u></p> <p><u>イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</u></p> <p><u>ウ. 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。又、表の評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、取組内容についてウェブをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</u></p> <p><u>②使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</u></p> <p><u>③回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</u></p> <p><u>④バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理・保管のシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。</u></p> <p><u>⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</u></p>
	【配慮事項】
	<p><u>①製品の低電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。</u></p> <p><u>②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。</u></p> <p><u>③機器本体や消耗品以外の部品については、修理・保管のシステムがあること。</u></p> <p><u>④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</u></p> <p><u>⑤筐体又は部品（充電器含む）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</u></p> <p><u>⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」及び「PHS」とは、通常の行政事務の用に供するものをいう。

2 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

3 判断の基準①ウについては、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がな

されていることを指す。

4 判断の基準②の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムにあっては、次の要件ア、イ及びウを満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの携帯電話等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 携帯電話本体に、リサイクル等のため、廃棄時に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が見やすいよう記載されていること。

ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブのいずれかでユーザに対し使用済み携帯電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムにあっては次の要件エ及びオを満たすことをいう。

エ. 金属やプラスチック等の材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

5 判断の基準④については、通信システムの切替等にもない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。

6 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

7 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9 各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。

エ. 携帯電話端末の更新等により端末を処分するにあたっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 携帯電話にかかる環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。又、その開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユースの配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクルの配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類を把握すること。 複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。 リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。 製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話及びPHSの調達(リース契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-7. 家電製品

6-7-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	<p>【判断の基準】</p> <p>①表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/90を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。</p> <p>②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの
- ④電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:20052008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 判断の基準①については、定格内容積 141 リットル以上 350 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/80 を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分				基準エネルギー消費効率算定式
種 別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)

V_1 : 調整内容積 (冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値) (単位 : L)

V_2 : 調整内容積 (冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値) (単位 : L)

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号 (平成 18 年 9 月 19 日) の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 287 号 (平成 18 年 9 月 19 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

6-7-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】</p> <p>①ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。</p> <p>②液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/424143を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。</p> <p>③プラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、表3に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/424143を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。</p> <p>④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p><u>⑤地上デジタルテレビ放送に対応していること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
 - ②水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
 - ③海外からの旅行者向けのもの
 - ④リアプロジェクション方式のもの
 - ⑤受信方サイズが10型若しくは10V型以下のもの
 - ⑥ワイヤレス方式のもの
 - ⑦液晶テレビのうち直視型蛍光管バックライトを使用するもの以外のもの
 - ⑧プラズマテレビのうち垂直方向の画素数が1,080以上であつて水平方向の画素数が1,920以上のもの
 - ⑨電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの
- 2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2005~~2008~~（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含

有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

~~5~~ テレビジョン受信機の調達に当たっては、平成23年7月に現行のアナログ放送が終了することから、使用期間等を勘案し、地上デジタルテレビ放送への対応にも留意すること。

6.5 液晶テレビにかかる判断の基準②については、受信機型サイズが19V型以下未滿のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/412121を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1 ブラウン管テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

走査方式	区 分				基準エネルギー消費効率算定式
	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+32$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S+60$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+42$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S+70$
		100度超のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S-4$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+24$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S+21$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+49$
	16:9		フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-11$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+17$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+6$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+13$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+59$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-1$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S+27$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+16$
VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+23$				

				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外 であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+69$
倍速走査 方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S+72$
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S+41$

- 備考) 1 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。以下表2及び表3において同じ。
- 2 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。)を使用したものをいう。
- 3 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。
- 4 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。
- 5 E及びSは次の数値を表すものとする。以下表2及び表3において同じ。
E: 基準エネルギー消費効率(単位: kWh/年)
S: 受信機型サイズ
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第48号(平成18年3月29日)の「2エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2及び表3において同じ。

表2 液晶テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式

アスペクト比	画素数	受信機型サイズ	区 分		基準エネルギー消費効率又は算定式
			機 能	付 加 価 値	
4:3	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	$E=44$
				付加機能を1つ有するもの	$E=58$
				付加機能を2つ有するもの	$E=72$
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	$E=58$
				HDDを有するもの	$E=72$
				付加機能を1つ有するもの	$E=5.9 \times S-45$
	垂直方向の画素数が650以上	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	$E=5.9 \times S-31$
				付加機能を2つ有するもの	$E=5.9 \times S-16$
				下記以外のもの	$E=5.9 \times S-31$
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの	HDDを有するもの	$E=5.9 \times S-16$
				下記以外のもの	$E=49$
				付加機能を1つ有するもの	$E=64$
16:9	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を2つ有するもの	$E=78$
				下記以外のもの	$E=59$
				HDDを有するもの	$E=73$
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	$E=5.4 \times S-32$
				付加機能を2つ有するもの	$E=5.4 \times S-17$
				付加機能を2つ有するもの	$E=5.4 \times S-3$
16:9	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	$E=5.4 \times S-22$
				HDDを有するもの	$E=5.4 \times S-8$
				付加機能を1つ有するもの	$E=8.1 \times S-86$
16:9	垂直方向の画素数が650未満	15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	付加機能を1つ有するもの	$E=8.1 \times S-72$
				付加機能を2つ有するもの	$E=8.1 \times S-58$
				付加機能を2つ有するもの	$E=8.1 \times S-58$

			デジタル放送受信可能で下記以外のもの	$E=7.5 \times S-45$
			付加機能を1つ有するもの	$E=7.5 \times S-31$
			付加機能を2つ有するもの	$E=7.5 \times S-17$
			付加機能を3つ有するもの	$E=7.5 \times S-3$
	垂直方向の画素数が650以上1080未満		アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	$E=8.1 \times S-66$
			付加機能を1つ有するもの	$E=8.1 \times S-52$
			付加機能を2つ有するもの	$E=8.1 \times S-38$
			デジタル放送受信可能で下記以外のもの	$E=7.5 \times S-40$
	垂直方向の画素数が1080以上		付加機能を1つ有するもの	$E=7.5 \times S-25$
			付加機能を2つ有するもの	$E=7.5 \times S-11$
			付加機能を3つ有するもの	$E=7.5 \times S+3$
			下記以外のもの	$E=8.9 \times S-55$
			付加機能を1つ有するもの	$E=8.9 \times S-41$
			付加機能を2つ有するもの	$E=8.9 \times S-26$
			付加機能を3つ有するもの	$E=8.9 \times S-12$

備考) 1 「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

表3 プラズマテレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

受信機型サイズ	区 分	基準エネルギー消費効率算定式
	付 加 価 値	
43V 型未満	下記以外のもの	$E=7.9 \times S+30$
	付加機能を1つ有するもの	$E=7.9 \times S+44$
	付加機能を2つ有するもの	$E=7.9 \times S+58$
	付加機能を3つ有するもの	$E=7.9 \times S+73$
43V 型以上	下記以外のもの	$E=15.9 \times S-314$
	付加機能を1つ有するもの	$E=15.9 \times S-300$
	付加機能を2つ有するもの	$E=15.9 \times S-286$
	付加機能を3つ有するもの	$E=15.9 \times S-272$

備考) 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-7-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	<p>【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのも
- ③可搬式のものうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 公共向け製品については、本項の判断の基準を満足する製品の市場供給が十分といえないことから、1年間の経過措置を設け、平成22年3月31日までは、消費エネルギー効率が、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第59号（平成18年3月29日）に定められた電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式を用いて算出された値を上回らないことをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区——分	基準エネルギー消費効率又はその算定式
暖房便座	462
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	489
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P=38.3 \times L + 243$

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
<u>暖房便座（洗浄機能無し）</u>		141
<u>温水洗浄便座（洗浄機能有り）</u>	<u>貯湯式（貯湯タンク有り）</u>	183
	<u>瞬間式（貯湯タンク無し）</u>	135

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

~~3 P及びLは、次の数値を表すものとする。~~

~~P：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）~~

~~L：貯湯量（貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。）（単位：L）~~

~~4.3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第59288号（平成4819年311月2926日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。~~

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-4 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ①ガスオーブンを有するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
- ④庫内高さが135ミリメートル未満のもの
- ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

機 能	区 分		基準エネルギー消費効率
	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するものの以外（単機能レンジ）			60.1
オープン機能を有するもの（オープンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 63 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7.8. エアコンディショナー等

7.8-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <p>①冷暖房の用に供し、かつ、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたものを下回らないこと。</p> <p>②上記①以外の冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率(ただし、家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの及び直吹き形で壁掛け形のものにあつては120/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げたもの)を下回らないこと。</p> <p>③冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>⑤特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kWを超えるもの
- ②水冷式のもの
- ③圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ④電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑤機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- ⑥専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑦スポットエアコンディショナー
- ⑧車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑨室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
- ⑩冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

- ⑪高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
 - ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
 - ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- 2 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:20052008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
 - 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
 - 5 空冷式熱交換器にドレン水又は雨水を噴霧又は散水することにより、潜熱を利用して冷却効果を高め、熱交換器から発生する顕熱を抑制する省エネルギー補助装置については、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、品目への追加を検討する。

表 1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

冷房能力	区 分		基準エネルギー消費効率
	室内機の寸法タイプ		
3.2kW 以下	寸法規定タイプ		5.8
	寸法フリータイプ		6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ		4.9
	寸法フリータイプ		6.0

- 備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 285 号(平成 18 年 9 月 19 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	5.27
	2.5kW 超 3.2kW 以下	4.90
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.65
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.17
	7.1kW 超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.96
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.96
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.20
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.12
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1kW 超	3.06
	4.0kW 以下	3.02
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	7.1kW 超	3.02
	4.0kW 以下	4.12
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表3において同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表3において同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第285号(平成18年9月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。以下表3において同じ。

表3 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.64
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.64
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.08
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.91
	7.1kW 超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.88
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.85
	7.1kW 超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	2.72
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.71
	7.1kW 超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	3.23
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7.8-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p>【判断の基準】</p> <p>①成績係数が表に示された区分ごとの数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS 適合機種	期間成績係数 (APF)	1.42
JIS 適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1.15

- 備考) 1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1 による。
- 2 一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。
- $$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$
- COP : 一次エネルギー換算成績係数
- Cc : 冷房標準能力 (単位 : kW)
- Egc : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)
- Eec : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)
- Ch : 暖房標準能力 (単位 : kW)
- Egh : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)
- Eeh : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)
- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法により測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9-10. 照明

9-10-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. Hf インバータ方式器具であること。 イ. 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</p>
LED 照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギー消費効率は、器具全体効率で 20lm/W 以上であること。 ②定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</p>
LED を光源とした内照式表示灯	<p>【判断の基準】</p> <p>①定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用</p>

	<p>若しくは再生利用システムがあること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
 - ②耐熱型のもの
 - ③防じん構造のもの
 - ④耐食型のもの
 - ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)
- 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、Hf インバータ方式の照明器具とみなすこととする。
 - 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:~~2005~~2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:~~2005~~2008に準ずるものとする。
 - 5 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具とする。
 - 6 本項の LED 照明器具の「器具全体効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)
 - 7 本項の LED 照明器具の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。
 - 8 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。
 - 9 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。
 - 10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
 - 11 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

3 「ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7601 (蛍光灯ランプ (一般照明用)) 箇条 4 「形式及び種別」に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプにあつては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

4 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 47 号 (平成 18 年 3 月 29 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

9-10-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

<p>蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電球形状のランプ</p>	<p>【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LED ランプである場合は、定格寿命は 20,000 時間以上であること。 ②LED 以外の電球形状のランプ（電球形蛍光ランプを含む。）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 イ. 電球形蛍光ランプにあっては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する LED 使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。
- 3 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 4 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能の付いた回路、非常用照明（直流電源回路）等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。
- 5 各機関は非常用照明器具用の蛍光ランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

1-0-1-1. 自動車等

1-0-1-1-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <ul style="list-style-type: none">①電気自動車②天然ガス自動車③メタノール自動車④ハイブリッド自動車⑤<u>プラグインハイブリッド自動車</u>⑤⑥燃料電池自動車⑦水素自動車⑥⑧ガソリン車<ul style="list-style-type: none">ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表4-5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車⑦⑨ディーゼル車<ul style="list-style-type: none">ア. 乗用車にあつては、<u>認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</u>表3に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、<u>認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上</u>表3に示された区分ごとの排出ガス基準に適合し、表5-6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車⑧⑩LPガス車<ul style="list-style-type: none">ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表3-2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表6-7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。③再生材が可能な限り使用されていること。④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。
-----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち①から⑤⑦については二輪車を、⑥⑧から⑩については二輪車及び重量車を除く。）とする。
- 2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあつては表3-2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、並びにディーゼル乗用自動車にあつては表3に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑥⑧、⑦⑨又は⑩の自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。
- 3 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、全府省の一般公用車にあつては、複数事業者によりバイオエタノール混合ガソリン（E3及びETBE）の供給体制が整備されていることから、その積極的な利用に努めること。なお、供給体制は今後順次整っていくことから、供給体制が整備されている地域から積極的な利用を検討すること。

表1 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上

表2—ディーゼル乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が1,016kg未満	18.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上

車両重量が2,266kg以上	8.7km/L以上
----------------	-----------

表3-2 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表3 ディーゼル自動車に係る排出ガス基準（JC08モード）

区 分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素
乗用車・軽量車・軽貨物車	0.005g/km以下	0.08g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下
中量車	0.007g/km以下	0.15g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下

表4 ディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 601kg未満	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	10.3km/L以上

車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	8.1km/L以上

表4-5 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上
			構造B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上
			構造B	16.7km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9km/L以上
			構造B	16.2km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	16.5km/L以上
			構造B	15.5km/L以上
828kg以上			15.5km/L以上	
			14.9km/L以上	
車両総重量が1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		9.3km/L以上
		1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上
			構造B	11.2km/L以上
1,266kg以上		10.3km/L以上		

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5-6及び6-7について同じ。

- ① イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- ② ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ③ ハ 運転者室の前方に原動機を有し、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であるものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表5-6及び6-7について同じ。

3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 口に掲げる要件に該当する構造をいう。表 6 について同じ。

4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。表 6 について同じ。

表5-6 ディーゼル貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手動式			17.7km/L以上
	手動式以外のもの			15.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手動式	1,266kg未満	構造A	17.4km/L以上
			構造B	14.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/L以上
			1,516kg以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/L以上
			1,516kg以上1,766kg未満	
	1,766kg以上		9.9km/L以上	

表6 ディーゼル貨物車に係るJC08モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上
			構造B	20.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満	構造A	22.3km/L以上
			構造B	19.8km/L以上
		856kg以上 971kg未満	構造A	22.3km/L以上
			構造B	18.9km/L以上
		971kg以上	構造A	22.3km/L以上
			構造B	18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満	構造A	23.0km/L以上
			構造B	18.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満	構造A	21.6km/L以上
			構造B	17.6km/L以上
		856kg以上 971kg未満	構造A	20.8km/L以上
			構造B	16.9km/L以上
	971kg以上	構造A	20.8km/L以上	
		構造B	16.2km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上

<u>車両総重量が1.7t超2.5t以下のもの</u>	<u>手動式</u>	<u>1,421kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>14.5km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>14.3km/L以上</u>
		<u>1,421kg以上1,531kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>14.1km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>12.9km/L以上</u>
		<u>1,531kg以上1,651kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>13.8km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>12.6km/L以上</u>
		<u>1,651kg以上1,761kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>13.6km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>12.4km/L以上</u>
<u>1,761kg以上1,871kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>13.3km/L以上</u>		
	<u>構造B2</u>	<u>12.0km/L以上</u>		
<u>1,871kg以上1,991kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>12.8km/L以上</u>		
	<u>構造B2</u>	<u>11.3km/L以上</u>		
<u>1,991kg以上2,101kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>12.3km/L以上</u>		
	<u>構造B2</u>	<u>11.2km/L以上</u>		
<u>2,101kg以上</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>11.7km/L以上</u>		
	<u>構造B2</u>	<u>11.1km/L以上</u>		
<u>車両総重量が1.7t超2.5t以下のもの</u>	<u>手動式以外のもの</u>	<u>1,421kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>13.1km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>12.5km/L以上</u>
		<u>1,421kg以上1,531kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>12.8km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>11.8km/L以上</u>
		<u>1,531kg以上1,651kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>11.5km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>10.9km/L以上</u>
		<u>1,651kg以上1,761kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>11.3km/L以上</u>
			<u>構造B2</u>	<u>10.6km/L以上</u>
<u>1,761kg以上1,871kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>11.0km/L以上</u>		
	<u>構造B2</u>	<u>9.7km/L以上</u>		
<u>1,871kg以上1,991kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>10.8km/L以上</u>		
	<u>構造B2</u>	<u>9.5km/L以上</u>		
<u>1,991kg以上2,101kg未満</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>10.3km/L以上</u>		
	<u>構造B2</u>	<u>9.0km/L以上</u>		
<u>2,101kg以上</u>	<u>構造A又は構造B1</u>	<u>9.4km/L以上</u>		
	<u>構造B2</u>	<u>8.8km/L以上</u>		

表6-7 LPガス貨物車に係る10・15モード燃費基準

自動車の種別	区 分			燃費基準値	
	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上	
			構造B	13.3km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上	
			構造B	13.1km/L以上	
		828kg以上			12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
	構造B			12.7km/L以上	
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/L以上	
			構造B	12.1km/L以上	
	828kg以上			11.7km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上	
		1,016kg以上		12.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上	
		1,016kg以上		10.8km/L以上	
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上	
			構造B	9.6km/L以上	
		1,266kg以上1,516kg未満			8.4km/L以上
		1,516kg以上			7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上	
			構造B	8.8km/L以上	
		1,266kg以上			8.1km/L以上

(2) 目標の立て方

①一般公用車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）とする。

②一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）においても目標を立てるものとする。

ア. 電気自動車

イ. 天然ガス自動車

ウ. メタノール自動車

エ. ハイブリッド自動車

オ. プラグインハイブリッド自動車

オーカ. 燃料電池自動車

キ. 水素自動車

カーク. ガソリン乗用自動車にあつては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示され

た区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあつては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表3-2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、又はディーゼル乗用自動車にあつては表3に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

1-2-13. 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、<u>又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。</p> <p>③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
---------------	---

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）を再生した繊維をいう。
- 2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 3 「植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 4 植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が使用された製品の取扱いにあたっては、JIS L 0217「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に基づく表示を十分確認すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

1-6-17. 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム (公共・産業用)	<p>【判断の基準】</p> <p>○商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。①太陽電池モジュール及び付属機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。</p> <p>②発電電力量等が確認できるものであること。</p> <p>③太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>④パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑤太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。</p> <p>⑥近隣からの日陰の影響を受ける恐れが高い場合であって、陸屋根に架台を取り付け設置するものは、太陽電池のモジュール変換効率で12%を下回らないこと。ただし、薄膜系太陽電池にあつては、この限りではない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、○分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②システムの導入に当たり、来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムとすること。</p> <p>③特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。</p> <p>④太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑤鉛はんだを使用していないこと。</p>
太陽熱利用システム (公共・産業用)	<p>【判断の基準】</p> <p>○給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。①集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時、集熱器の瞬時集熱効率が40%以上であること。</p> <p>②集熱器及び付属機器について、別表2に示された項目が、ウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、○分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>③太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金</p>

を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。

④鉛はんだを使用していないこと。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

2 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。

4 モジュール変換効率の算出方法は次式による。

$$\eta = Pm / (A \times G) \times 100$$

Pm：モジュール公称最大出力（単位：W）

A：太陽電池セル・モジュール面積（単位：㎡）

G：放射照度（単位：W / ㎡）

「モジュール公称最大出力」は JIS C8911 で規定された基準状態での最大出力瞬時の公称値とする。「放射照度」は JIS C 8960 に準拠して算出するものとする。

5 「近隣からの日影の影響を受ける恐れが高い場合であって」とは、特段の検討を行わない場合については、都市計画法第9条第9項による近隣商業地域及び商業地域を指す。

6 「瞬時集熱効率」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。

7 太陽電池モジュールの設計的格性確認及び形式認定については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。

8 各機関は、調達に際し次の事項に十分留意すること。

ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達にあたって、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

オ. 調達にあたっては、設置事業者に設置要領の詳細を提出させ、収まり等を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要な情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。

別表 1

太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示(基準状態)	JIS C 8911 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載)
その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)		
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式 等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保証体制	保証履行期限 等

別表 2

太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件(用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等)
	瞬時瞬間効率 40%が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件(集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載)
その他(配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)		
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保守点検	保守点検の条件(点検の頻度等) 等
	保証体制	保証条件(修理・交換の対応範囲、内容)、保証履行期限 等

<p><u>日射調整フィルム</u></p>	<p>【判断の基準】</p> <p><u>①次の基準を満たすこと。</u></p> <p><u>ア. 遮蔽係数は 0.7 未満であること。</u></p> <p><u>イ. 可視光線透過率は 10%以上であること。</u></p> <p><u>ウ. 熱貫流率 5.9W/(m²・K)未満であること。</u></p> <p><u>②日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。</u></p> <p><u>③貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</u></p> <p><u>④上記①から③について、ウェブ等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</u></p> <p><u>⑤フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</u></p>
------------------------	--

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。
- 3 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10 の範囲であること。
- 4 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
- 5 調達者にあつては、フィルムの貼付について、ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム 1・2 級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討すること。
- 6 日射調整フィルムのうち、金属を使用しているフィルムについては、フィルム貼付により電波障害を伴う可能性があることに注意すること。

(2) 目標の立て方

- ①太陽光発電システム又は燃料電池にあつては、当該年度における調達による各品目の総設備容量（kW）とする。
- ②太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積（㎡）とする。
- ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。
- ④生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。
- ⑤節水機器にあつては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
- ⑥日射調整フィルムにあつては、当該年度における調達による総面積（㎡）とする。

1-7-18—3 防災備蓄用品（生活用品・資材）

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池	<p>【判断の基準】</p> <p>①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間又は最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最低平均持続時間」又は「最小平均持続時間」は、JIS C 8511 又は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

~~3 JIS C 8511：2004（アルカリ一次電池）の適用は、平成20年9月30日までとする。~~

4.3 各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

5.4 各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

6.5 各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最低平均持続時間又は最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・ 直径)	負荷抵抗(Ω)	最低平均持続時間又は 最小平均持続時間		JISごとの該当の有無	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内	C-8514	C-8515
単1形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810 分	725 分	○	○
	3.9	25 時間	22 時間	○	—
	10	81 時間	72 時間	○	○
	2.2	15 時間	13 時間	○	○
	1.5	450 分	405 分	○	○
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間	—	○
単2形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770 分	690 分	○	○
	6.8	23 時間	20 時間	○	—
	20	77 時間	69 時間	○	○
	3.9	12 時間	10 時間	○	○
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間	—	○
単3形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60 時間	54 時間	○	○
	3.9	4.0 時間	3.6 時間	○	○
	10	11.5 時間	10.0 時間	○	○
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回	○	○
	24	31 時間	27 時間	○	○
	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間	—	○
単4形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1	130 分	115 分	○	○
	24	14.5 時間	13.0 時間	○	○
	10	5.0 時間	4.5 時間	○	○
	75	44 時間	39 時間	○	○
	600mA(放電電流)	140 回	125 回	○	○

JIS ごとの該当の有無 ○ : 該当、— : 非該当

(2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

1-8-19. 公共工事

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
セメント	エコセメント			
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート			
<u>鉄鋼スラグ水和固化体</u>	<u>鉄鋼スラグブロック</u>			

	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料		下塗用塗料（重防食）
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
舗装材		再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
園芸資材		バークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
道路照明		環境配慮型道路照明
	<u>中央分離帯ブロック</u>	<u>再生プラスチック製中央分離帯ブロック</u>
タイル		陶磁器質タイル
建具		断熱サッシ・ドア
製材等		製材
		集成材
		合板
		単板積層材
フローリング		フローリング
再生木質ボード		パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
ビニル系床材		ビニル系床材
断熱材		断熱材
照明機器		照明制御システム
変圧器		変圧器
空調用機器		吸収冷温水機

			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	水洗式大便器			
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
コンクリート塊再生処理工法		コンクリート塊再生処理工法		
舗装（路盤）		路上再生路盤工法		
法面緑化工法		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
目的物	舗装	排水性舗装	表 5	
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等							
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断の基準】</p> <p>○①建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、<u>土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</u></p>							
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	<p>【判断の基準】</p> <p>○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </tbody> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>	種 類	転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）	電気炉酸化スラグ				
種 類									
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）									
電気炉酸化スラグ									
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、<u>土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>○重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、<u>土壤の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="4">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法								
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象								
無機珪砂（キラ）									
鉄鋼スラグ									
非鉄スラグ									

		鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 建材廃材 廃ガラス <u>(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</u> 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑 都市ごみ焼却灰 下水道汚泥 上水道汚泥 湖沼等の汚泥	溶融スラグ化 焼却灰化又は溶融スラグ化 前処理方法によらず対象
--	--	--	---------------------------------------

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p><u>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>○<u>重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="598 1579 1372 1682"> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化						
下水道汚泥							

備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <p>①製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。</p> <table border="0"> <tr><td>ひ素</td><td>0.005%</td></tr> <tr><td>カドミウム</td><td>0.0005%</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr> <tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr> <tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr> </table> <p>②その他の制限事項</p> <p>ア. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。</p> <p>イ. 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <table border="0"> <tr><td>ウ. 有機物の含有率（乾物）</td><td>35%以上</td></tr> <tr><td>エ. 炭素窒素比〔C/N比〕</td><td>20以下</td></tr> <tr><td>オ. pH</td><td>8.5以下</td></tr> <tr><td>カ. 水分</td><td>50%以下</td></tr> <tr><td>キ. 窒素全量〔N〕（現物）</td><td>0.8%以上</td></tr> <tr><td>ク. リン酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td><td>1.0%以上</td></tr> <tr><td>ケ. アルカリ分（現物）</td><td>15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</td></tr> </table>	ひ素	0.005%	カドミウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%	ウ. 有機物の含有率（乾物）	35%以上	エ. 炭素窒素比〔C/N比〕	20以下	オ. pH	8.5以下	カ. 水分	50%以下	キ. 窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上	ク. リン酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上	ケ. アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）
ひ素	0.005%																											
カドミウム	0.0005%																											
水銀	0.0002%																											
ニッケル	0.03%																											
クロム	0.05%																											
鉛	0.01%																											
ウ. 有機物の含有率（乾物）	35%以上																											
エ. 炭素窒素比〔C/N比〕	20以下																											
オ. pH	8.5以下																											
カ. 水分	50%以下																											
キ. 窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上																											
ク. リン酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上																											
ケ. アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）																											

備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適</p>
------	-----------	---

		切な光源を選択すること。
<u>中央分離帯ブロック</u>	<u>再生プラスチック製中央分離帯ブロック</u>	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>

備考)「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、<u>土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)</u>を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壤の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p>																
別表																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂(キラ)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	製紙スラッジ	アルミスラッジ
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																	
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																	
無機珪砂(キラ)																		
鉄鋼スラグ																		
非鉄スラグ																		
鋳物砂																		
陶磁器屑																		
石炭灰																		
廃プラスチック																		
建材廃材																		
廃ゴム																		
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)																		
製紙スラッジ																		
アルミスラッジ																		

		磨き砂汚泥	
		石材屑	
		都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化
		下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化
		上水道汚泥	前処理方法によらず対象
		湖沼等の汚泥	
空調用機器	送風機	【判断の基準】 <u>○高効率モーターが使用されていること。</u>	

備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 <u>○高効率モーターが使用されていること。</u>	
-------	-----	--	--

備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
2 適用範囲は、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	【判断の基準】 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再生<u>廃</u>プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table> 【配慮事項】 ○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。		再生材料の原料となるものの分類区分	再生 <u>廃</u> プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分						
再生 <u>廃</u> プラスチック						
古紙パルプ						

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>②再生処理土からの重金属等有害物質の含有及び溶出については、<u>土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）</u>及び<u>土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）</u>を満たすこと。</p>

1-9-20. 役務

1-9-20-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>②<u>古紙再生の阻害要因となる次に掲げる表1に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料等</u>が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的から冊子形状のもの表紙にやむを得ず次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。）・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。）・布類、不織布・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。）、合成紙、インディアペーパー・UVインキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッドUVインキを除く。）、発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。）、金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。）・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。）・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） <p>③<u>印刷物のリサイクル適性が表示されていること。</u></p> <p>③④オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①<u>原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</u></p> <p>②<u>印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。</u></p> <p>③<u>印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。</u></p> <p>④<u>揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</u></p> <p>④⑤表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていること。</p>
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙、色紙 <p>③原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>④⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>⑥⑦紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 判断の基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

3 判断の基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「紙へリサイクル可」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く）する場合は「板紙へリサイクル可」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「紙・板紙へリサイクル不可」

4 各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努めること。なお、資材確認票の適用については、平成21年度を試行期間とし引き続き内容の検討を行うとともに、普及促進を図るものとする。

5 「芳香族成分」とは、JIS K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

6 配慮事項④の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がなされていることをいう。

ア. インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。

イ. 湿し水、洗浄剤及び廃ウェス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。

ウ. オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。

7 配慮事項①から⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管して

いる者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	<u>【Aランク】</u>	<u>【Bランク】</u>	<u>【Cランク】</u>	<u>【Dランク】</u>
	<u>紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない</u>	<u>紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない</u>	<u>紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる</u>	<u>微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる</u>
① 紙	<u>【普通紙】</u> <u>アート紙／コート紙</u> <u>／上質紙／中質紙／</u> <u>更紙</u>	二	二	二
	<u>【加工紙】</u> <u>樹脂含浸透紙（水溶性</u> <u>のもの）</u>	<u>【加工紙】</u> <u>色紙（青または色の薄</u> <u>いもの）／ポリエチレ</u> <u>ン等樹脂コーティン</u> <u>グ紙／ポリエチレン</u> <u>等樹脂ラミネート紙</u> <u>／グラシンペーパー</u> <u>／インディアペーパー</u> 二	<u>【加工紙】</u> <u>色紙（赤、緑、黄また</u> <u>は色の濃いもの）／フ</u> <u>ァンシーペーパー（表</u> <u>紙用等の特殊紙）／樹</u> <u>脂含浸紙（水溶性のも</u> <u>のを除く）／硫酸紙／</u> <u>ターポリン紙／ロウ紙</u> <u>／セロハン／合成紙／</u> <u>カーボン紙／ノーカー</u> <u>ボン紙／感熱紙／圧着</u> <u>紙</u>	<u>【加工紙】</u> <u>捺染紙、昇華転写紙</u> <u>／感熱性発泡紙／芳</u> <u>香紙</u>
② イン キ 類	<u>凸版インキ・平版イン</u> <u>キ・スクリーンインキ</u> <u>全般</u>	二	二	二
	<u>グラビアインキ溶剤</u> <u>型</u> <u>フレキシインキ溶剤</u> <u>型</u>	<u>グラビアインキ水性</u> <u>フレキシインキ水性</u>	二	二
	<u>【特殊インキ】</u> <u>リサイクル対応型 UV</u> <u>インキ（ハイブリッド</u> <u>UV インキ）／オフセ</u> <u>ット用金・銀インキ／</u> <u>パールインキ／OCR</u> <u>インキ（油性）</u>	<u>【特殊インキ】</u> <u>UVインキ／グラビ</u> <u>ア用金・銀インキ／</u> <u>OCR UVインキ／E</u> <u>Bインキ／蛍光イン</u> <u>キ</u>	<u>【特殊インキ】</u> <u>感熱インキ／減感イン</u> <u>キ／磁性インキ</u>	<u>【特殊インキ】</u> <u>昇華性インキ／発泡</u> <u>インキ／芳香インキ</u>
	<u>【特殊加工】</u> <u>OPニス</u>	二	二	二
③ 加 工 資 材	<u>【製品加工】</u> <u>製本用針金、ホッチキ</u> <u>ス等／リサイクル対</u> <u>応型ホットメルト（難</u> <u>細裂化EVA系ホッ</u> <u>トメルト／PUR系</u> <u>ホットメルト／水溶</u> <u>性のり）</u>	<u>【製品加工】</u> <u>製本用糸／EVA系</u> <u>ホットメルト</u>	—	—

	<u>【表面加工】</u> 光沢コート(ニス引き、 プレスコート)	<u>【表面加工】</u> 光沢ラミネート(PP 貼り)／UVコート、 UVラミコート／箔 押し	<u>【表面加工】</u> クロス貼り	—
	<u>【その他加工】</u> リサイクル対応型シ ール	<u>【その他加工】</u> シール(リサイクル対 応型を除く)	<u>【その他加工】</u> 立体印刷物(レンチキ ュラーレンズ使用)	—
<u>④</u> <u>そ</u> <u>の</u> <u>他</u>	ニ	<u>【異物】</u> 粘着テープ(リサイク ル対応型)	<u>【異物】</u> ガラス／金物(製本用 ホッチキス、針金等除 く)／土砂／木片／プ ラスチック類／布類／ 建材(石こうボード等) ／不織布／粘着テープ (リサイクル対応型を 除く)	<u>【異物】</u> 芳香付録品(芳香剤、 香水、口紅等)

表2 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日						
御中						
件名： _____						
〇〇印刷株式会社						
印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	分類	製造元・銘柄名	備考	
用紙	本文	○	紙ヘリサイクル可	上質紙	〇〇製紙/〇〇	-
	表紙	○	紙ヘリサイクル可	アート紙	〇〇製紙/〇〇	-
	見返し	○	紙ヘリサイクル可	アート紙	〇〇製紙/〇〇	-
	カバー	＝	＝	＝	＝	＝
	＝	＝	＝	＝	＝	＝
インキ	＝	○	紙ヘリサイクル可	平版インキ	〇〇インキ/〇〇	-
	＝	＝	＝	＝	＝	＝
	＝	＝	＝	＝	＝	＝
	＝	＝	＝	＝	＝	＝
加工	製本のり	＝	＝	＝	＝	＝
	表面加工	○	紙ヘリサイクル可	OPニス	〇〇化学/〇〇	-
その他	＝	＝	＝	＝	＝	＝
	＝	＝	＝	＝	＝	＝
	＝	＝	＝	＝	＝	＝
	＝	＝	＝	＝	＝	＝

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	紙ヘリサイクル可	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙ヘリサイクル可	＝
CまたはDランクの材料を使用	紙・板紙ヘリサイクル不可	＝

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

1-9-20-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

清掃	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。③ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。④⑤清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗淨剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。⑤⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、より環境負荷低減が図られる具体的提案が行われていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①清掃に用いる床維持剤、洗淨剤、洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。②補充品等は、過度な補充を行わないこと。③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。④清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗淨剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。
----	--

備考) 1 清掃における判断の基準④の紙類の排出にあたって、各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。

2 清掃における判断の基準④⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。

3 清掃における判断の基準⑥の環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。

2-4 清掃の配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく合成洗剤の水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗淨剤については、原液で pH5～pH9が望ましい。

3.5 清掃の配慮事項④の「指定化学物質」とは、**指定特定**化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる物質をいう。

<p><u>機密文書処理</u></p>	<p>【判断の基準】</p> <p>① <u>当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</u></p> <p>② <u>機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。</u></p> <p>ア. <u>古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。</u></p> <p>イ. <u>直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。</u></p> <p>ウ. <u>破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</u></p> <p>③ <u>適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を顧客に提示できること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>① <u>機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。</u></p> <p>② <u>紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。</u></p> <p>③ <u>運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。</u></p> <p>④ <u>可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。</u></p>
----------------------	--

備考) 1 各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。

2 各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 判断の基準②の破碎処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、一般に裁断した紙片がより大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。

イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、屑に含まれる紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生可能な紙幅の目安は5mm以上）。

3 判断の基準③の「機密処理完了証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者へ委託した場合に提示されるものであり、各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。

別表 1

古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「紙ヘリサイクル可」の印刷物（Aランクの材料のみ使用） 「板紙ヘリサイクル可」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考）「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2

古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
合成紙	
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
布製品	

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。

1-9-20-7 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送	<p>【判断の基準】</p> <ol style="list-style-type: none">①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。③大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率の維持等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。④モーダルシフトを実施していること。⑤輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の有無がウェブを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none">①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第7号（平成18年3月31日）」を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。⑤エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。⑥道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。⑦販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。⑧事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。⑨契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。⑩自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域を走行する輸配送にあつては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

1) 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

2) 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であつて、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

- 3) 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一冊の貨物をいう。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月）に基づく運転をいう。
- （参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控える⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意
- 3 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
- ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
- エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 5 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。
- 6 判断の基準⑤の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
- ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前を選択し、運転者に周知していること。
- イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
- ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種を選択をしていること。
- エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
- 8 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「1-0-1.1-1 自動車」を対象とする。
- 9 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

1-9-20-8 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>④旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については実施の状況がウェブをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第6号（平成18年3月31日）」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金收受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。</p>
------	---

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成18年10月）[に基づく運転](#)をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意

2 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

3 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施し

ていることをいう。

- 4 判断の基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減ための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種を選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

- 5 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「[+0-1.1](#)-1 自動車」を対象とする。

- 6 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。